

国住指第 3750 号
平成 31 年 2 月 8 日

一般社団法人日本シャッター・ドア協会
会長 長野 敏文 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について

貴協会より、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成 31 年 1 月 11 日付け国住指第 3379 号）」において当職から指示した調査の結果、1 月 11 日に報告があった事案以外にも、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足している協会会員の社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、1 月 11 日付けの通知で示した内容に加え、以下の対応を求める。

① 徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめるとともに、「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に係る制度の見直しを検討し、その結果を含めて、国土交通省に報告すること。
- ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。

② 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、引き続き、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 3751 号
平成 31 年 2 月 8 日

株式会社 LIXIL 鈴木シャッター
代表取締役 社長執行役員 山田 智 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について

貴社より、1月11日に報告があった事案以外にも、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応について（平成31年1月11日付け国住指第3378号）」に加え、以下の対応を求める。

- ① 所有者及び関係者への丁寧な説明
 - ・新たに報告があった建築物についても、所有者及び関係者に対して、事案について丁寧に説明すること。
- ② 再検査の迅速な実施
 - ・実施体制を充実した上で、不正に「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた社員が建築基準法に基づく定期検査を行っていた物件について、所有者及び関係者と調整の上、早急に再検査を実施すること。
 - ・また、再検査の結果については、当該物件を所管する特定行政庁に報告すること。
- ③ 徹底した原因究明及び再発防止策の報告
 - ・徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省及び（一社）日本シャッター・ドア協会に報告すること。
 - ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。
- ④ 申請内容の徹底したチェック
 - ・今後、貴社社員等（協力業者を含む。）による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」の認定申請又は「防火設備検査員講習」の受講申請を行う場合、実務経験を含めた申請内容について、社外の第三者による確認を受けること。
- ⑤ 相談窓口の設置
 - ・相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、引き続き、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 3752 号
平成 31 年 2 月 8 日

三和シャッター工業株式会社
代表取締役社長 高山 盟司 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について

貴社より、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を求める。

① 徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省及び(一社)日本シャッター・ドア協会に報告すること。
- ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。

② 申請内容の徹底したチェック

- ・今後、貴社社員等(協力業者を含む。)による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」の認定申請又は「防火設備検査員講習」の受講申請を行う場合、実務経験を含めた申請内容について、社外の第三者による確認を受けること。

③ 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 3753 号
平成 31 年 2 月 8 日

文化シャッター株式会社
代表取締役社長 潮崎 敏彦 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について

貴社より、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を求める。

- ① 所有者及び関係者への丁寧な説明
 - ・所有者及び関係者に対して、事案について丁寧に説明すること。
- ② 再検査の迅速な実施
 - ・不正に「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた社員が建築基準法に基づく定期検査を行っていた物件について、所有者及び関係者と調整の上、早急に再検査を実施すること。
 - ・また、再検査の結果については、当該物件を所管する特定行政庁に報告すること。
- ③ 徹底した原因究明及び再発防止策の報告
 - ・徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省及び(一社)日本シャッター・ドア協会に報告すること。
 - ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。
- ④ 申請内容の徹底したチェック
 - ・今後、貴社社員等(協力業者を含む。)による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」の認定申請又は「防火設備検査員講習」の受講申請を行う場合、実務経験を含めた申請内容について、社外の第三者による確認を受けること。
- ⑤ 相談窓口の設置
 - ・相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 3754 号
平成 31 年 2 月 8 日

文化シャッターサービス株式会社
代表取締役社長 中島 省吾 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について

貴社より、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を求める。

- ① 所有者及び関係者への丁寧な説明
 - ・所有者及び関係者に対して、事案について丁寧に説明すること。
- ② 再検査の迅速な実施
 - ・不正に「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた社員が建築基準法に基づく定期検査を行っていた物件について、所有者及び関係者と調整の上、早急に再検査を実施すること。
 - ・また、再検査の結果については、当該物件を所管する特定行政庁に報告すること。
- ③ 徹底した原因究明及び再発防止策の報告
 - ・徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省及び(一社)日本シャッター・ドア協会に報告すること。
 - ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。
- ④ 申請内容の徹底したチェック
 - ・今後、貴社社員等(協力業者を含む。)による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」の認定申請又は「防火設備検査員講習」の受講申請を行う場合、実務経験を含めた申請内容について、社外の第三者による確認を受けること。
- ⑤ 相談窓口の設置
 - ・相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 3755 号
平成 31 年 2 月 8 日

東洋シャッター株式会社
代表取締役社長 岡田 敏夫 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について

貴社より、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を求める。

① 徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省及び(一社)日本シャッター・ドア協会に報告すること。
- ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。

② 申請内容の徹底したチェック

- ・今後、貴社社員等(協力業者を含む。)による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」の認定申請又は「防火設備検査員講習」の受講申請を行う場合、実務経験を含めた申請内容について、社外の第三者による確認を受けること。

③ 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 3756 号
平成 31 年 2 月 8 日

小俣シャッター工業株式会社
代表取締役社長 小俣 雅宏 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について

貴社より、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を求める。

① 徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省及び(一社)日本シャッター・ドア協会に報告すること。
- ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。

② 申請内容の徹底したチェック

- ・今後、貴社社員等(協力業者を含む。)による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」の認定申請又は「防火設備検査員講習」の受講申請を行う場合、実務経験を含めた申請内容について、社外の第三者による確認を受けること。

③ 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。